

熱海市道路施設標識点検業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用の範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、熱海市（以下「発注者」という）が受託者に（以下「受注者」という）に対し委託する「熱海市道路施設標識点検業務委託」（以下「本業務」という）に適用するものとする。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する道路における道路附属物のうち、熱海市が管理する市道の道路区域に設置する道路標識施設について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、施設の健全性及び変状等の異常を把握するための点検を実施することで、安全な道路交通の確保と道路アセットマネジメントの基礎資料の構築を目的とする。

(適用基準等)

第 3 条 本業務は本仕様書によるほか、下記の基準等に基づき実施するものとする。

- (1) 熱海市業務委託共通仕様書
- (2) 小規模附属物点検要領 平成 29 年 3 月 国土交通省道路局
- (3) 附属物(標識、照明施設等)の点検要領 令和 6 年 9 月 国土交通省道路局
- (4) その他関係法令・基準等

(業務対象)

第 4 条 本業務の対象は、道路管理者が管理している道路標識施設としており、対象施設の全てを点検対象とする。
以下に点検を行う施設の種類・調査数量を示す。

- (1) 道路標識 135 基

路側式、片持式(オーバーハング式・逆 L 型、 F 型)、添架式

(報告の義務)

第 5 条 「受注者」は、本業務の実施前及び実施期間中は、打ち合わせを密に行うとともに進捗状況を随時報告しなければならない。又、業務打ち合わせ記録簿を 2 部作成し、「発注者」「受注者」各 1 部保管するものとする。

(業務従事者の要件)

第 6 条 本業務に携わる技術者は、公共事業（国、県、自治体が発注した業務）における同種作業に従事した実績を有する。

(身分証明書)

第7条 「受注者」は、本業務の実施にあたり身分証明書を常時作業員に携帯させるものとする。第三者の土地に立ち入る場合などは、関係者から請求があればこれを速やかに提示し、作業内容の説明をしなければならない。

(安全管理)

第8条 「受注者」は点検作業中において交通状況等に対する安全確保に、適切な保安施設を設置するなどして、十分な安全管理に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 「受注者」は、作業実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害状況等について、その状況を「発注者」に報告し指示を受けるものとする。又、損害賠償等の請求があった場合には、「受注者」が一切の責任を負うものとする。

2 「受注者」は、第三者の所有する土地に入る場合、あらかじめ土地所有者の承諾を得て、紛争等が起こらないよう十分注意するものとする。又、交通機関、農産物、構造物等に関しても損害賠償が起こらないよう同様に扱うこと。

(疑義)

第10条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合については、「発注者」「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い本業務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第11条 「受注者」は、本業務により知り得た事項、行政情報等及び本業務に関するすべての成果を、「発注者」の許可なく他に公表、貸与してはならないものとする。又、同時に「受注者」は、「発注者」の情報資産の安全性を確保しなければならない。

(検査及び完了)

第12条 「受注者」は業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、「発注者」の完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

(瑕疵担保責任)

第13条 「受注者」は本業務完了後といえども「受注者」の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合には、速やかに「発注者」の必要と認める修正その他必要な作業を「受注者」の負担において行うものとする。

2 「発注者」は、本業務完了後において「発注者」の瑕疵による修正箇所が発生した場合のほか、当初の本仕様に適合しないと判断された場合には、業務の内容の訂正、補充を行い監督員の了解が確認されるまで本業務を遂行するものとする。

(成果品の帰属)

第 14 条 本業務における成果については、すべて「発注者」に帰属するものであり、「発注者」の承認を受けずに複製、他に公表又は貸与してはならない。

(資料の貸出及び保管)

第 15 条 「発注者」は、本業務実施における必要な資料又は成果を「受注者」に貸与するものとし、「受注者」は借用した資料及び成果については借用書を提出し、破損、亡失等事故のないように取り扱いには十分に注意するものとする。貸与期間は「発注者」「受注者」協議の上定めるものとし、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

2 借用した資料及び成果の保管場所においては、デジタルデータはイントラネット環境に位置するデータサーバに保管し、個人情報管理ソフトウェアにおけるアクセス等の操作ログを取得する。アナログデータは鍵付きロッカーを使用し、業務の始業及び終了時に開閉を行なう。取扱い管理者はシステム管理者及び部門責任者とする。

(納期及び納入場所)

第 16 条 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納 期 令和 9 年 3 月 1 9 日
- (2) 納入場所 熱海市 都市整備課

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 17 条 本業務の内容は以下に示すとおりとする。

- (1) 資料収集及び準備 1 業務
- (2) 現地踏査 135 基
- (3) 道路照明点検(A・B) 135 基
- (4) 点検記録様式の作成 135 基
- (5) 対策要否判定(A・B) 135 基
- (6) システム設定 1 式

(資料収集及び準備)

第 18 条 点検業務の着手に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、点検計画を策定する。

(1) 資料の収集・整理

既存の資料を収集し、点検業務を実施するにあたり、必要となる情報の整理を行う。

(2) 関係機関協議

作成した点検計画に基づき、交通規制等に必要な協議資料を作成し、各関係機関と協議を行う。

(現地踏査)

第 19 条 効率的な点検計画を策定するために、点検対象施設を現地踏査し、既存資料と現地との整合性、立地条件、交通状況等の確認をする。

(道路標識点検)

第 20 条 点検方法は、近接目視を基本とする。必要に応じて触診、打音、板厚調査等を含む非破壊調査を併用して行う。

(1) 近接目視点検

点検部位に対して点検用資器材(点検ハンマー、ルーペなど)を併用して近接目視を行う。また、ナットの緩み等の確認のため、必要に応じて触診、打音等を含む非破壊調査を併用して行うものとする。今後の点検のため、ボルト・ナットに合いマークの施工を行う。

(2) 板厚調査

近接目視の結果を踏まえ、腐食・剥離等が確認された箇所において、必要に応じて超音波パルス反射法による調査にて残存板厚調査を実施する。

(3) 路面境界部の掘削・復旧

路面境界部がコンクリートやアスファルト等で埋め戻されている場合は、近接目視点検の結果及び設置年数等を勘案して、必要に応じて路面境界部の掘削を行い、目視点検・板厚調査等を実施し、現況復旧を行う。対象箇所については監督員と協議のうえ決定する。

(4) 応急措置等

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例としては、「ナットのゆるみの再締め付け」「落下の可能性がある部品等の再固定および撤去」等を実施する。

(点検記録票の作成)

第 21 条 点検結果は、以下の様式及び要領で作成し、次回点検時や日常管理等に活用できるようにする。

(1) 点検表(点検結果票)

「点検表(点検結果票)」に道路標識の基本情報と点検結果を記録し、所見及びその他特記事項を記録する。基本情報のうち、道路台帳等、既存の資料で代替できる項目は、代替してもよいものとする。

(2) 状況写真(損傷状況)

異常があった部位・損傷毎に、部材名、点検箇所、変状の種類、応急等の措置を実施した場合はその方法、措置年月日を記録する。また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるように写真を貼付する。

(対策要否の判定)

第 22 条 点検により、構造物の変状を把握した上で、点検部位ごと、変状内容ごとの対策要否について判定を行う。

対策が必要と判定された変状部位に対しては、変状原因を特定し、適切な工法を選定する。

なお、第三者被害のおそれがある変状が認められた場合は、応急的な措置を実

施したうえで判定を行うこととする。

(システム設定)

第 23 条 整備方法については、下記の作成要領にもとづき作成する。

(1) システムインストール

道路標識位置および道路標識情報の key と管理（属性）情報の key を突合し結合する。整備した位置情報及び管理（属性）情報を「熱海市 Web GIS」にインストールする。

(2) 運用テスト

「熱海市 Web GIS」にて新規インストールされた情報を検索・表示・更新など基本機能におけるテストをおこなう。

(3) 現地インストール

運用テストの合格をもって現地「熱海市 Web GIS」にインストールする。なおインストール後システム管理者に説明、機能確認をおこない現地設定確認書の承認を取得する

1) システム設定

既存システムの管理メニュー、属性情報の管理項目を設定する。

2) システムインストール

既存のシステムに整備した位置情報、属性情報をインストールする。

3) 運用テスト

上記、2) でインストール後、各機能のテストを実施する。

(業務打合せ)

第 24 条 打合せ協議回数は、業務着手時、中間 1 回（現場点検終了後）、成果品納入時の計 3 回とする。その他発注者が協議を必要とした場合、別途監督員と協議する。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第 25 条 本業務の成果品及び部数は下記のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|-------------------|-----|
| (1) 点検記録票 | (Excel 形式、PDF 形式) | 1 式 |
| (2) 現地踏査結果報告書 | | 1 式 |
| (3) 関係機関協議資料 | | 1 式 |
| (4) GIS データ (Shape) | | 1 式 |
| (5) 電子納品データ (上記 1～4) | | 1 式 |
| (6) その他、発注者が指示した成果 | | |